

## 教育委員会定例会日程

平成31年2月22日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第7号

小田原市指定重要文化財について (文化財課)

日程第2

議案第8号

小田原市図書館運営方針について (図書館)

日程第3

議案第9号

小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について  
(生涯学習課)

日程第4

議案第10号

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を  
改正する規則について (教育総務課)

日程第5

議案第11号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について (教育指導課)

日程第6

議案第12号

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規  
則について (教育指導課)

日程第 7

議案第 1 3 号

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について (教育指導課)

5 協議事項

小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方について (資料 1 教育指導課)

6 報告事項

平成 3 0 年度全国体力・運動能力習慣等調査結果について (資料 2 教育指導課)

7 その他

平成 3 0 年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について (資料 3 教育総務課)

8 日程第 8

議案第 1 4 号

校長及び教頭の人事異動の内申について【非公開】 (教育指導課)

9 閉 会

議案第7号

小田原市指定重要文化財について

小田原市指定重要文化財の指定について、議決を求める。

平成31年2月22日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

## 小田原市指定重要文化財への指定について

このことについて、平成31年1月28日に開催された平成30年度第3回小田原市文化財保護委員会において、下記の3件を新規に文化財指定することについて適当である旨の答申を受けましたので、議決を求めるものです。

### 指定物件

番号	名称	種類	所有者
1	絹本著色北条時長像	絵画	宗教法人寶泉寺
2	上輩寺の五輪塔群	建造物	宗教法人上輩寺
3	和田家文書 (北条氏康朱印状・北条家定書)	古文書	小田原市



小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄 様

平成31年1月28日

小田原市文化財保護委員会

委員長 相澤 正彦

小田原市文化財保護条例に基づく市指定重要文化財の指定について（答申）

平成31年1月7日付け文財第385号で諮問のありました市指定重要文化財の指定につきましては、平成31年1月28日開催の小田原市文化財保護委員会において審議いたしました結果、次の3件については、小田原市文化財保護条例第3条に規定する小田原市指定重要文化財に指定することが適当である旨意見の一致をみましましたので、答申します。

小田原市指定重要文化財指定候補

番号	種類	名称	員数	所在	所有者
1	絵画	絹本著色北条時長像	1幅	小田原市 風祭918	宗教法人 寶泉寺
2	建造物	上輩寺の五輪塔群	3基	小田原市 酒匂2丁目44番27号	宗教法人 上輩寺
3-1	古文書	和田家文書（北条氏康朱印状）	1通	小田原市 城内7-8	小田原市 郷土文化館
3-2	古文書	和田家文書（北条家定書）	1通	小田原市 城内7-8	小田原市 郷土文化館

## 小田原市指定重要文化財及び史跡名勝天然記念物候補物件調書

種 類	絵画
ふりがな 名 称	けんぼんちやくしよく ほうじょうときながぞう 絹本著色 北条時長像
員 数	1 幅
時 代	室町時代後期
所在地及び地目・地籍	小田原市風祭 9 1 8
所有者の住所・氏名	小田原市風祭 9 1 8 宗教法人 寶泉寺
管理者の住所・氏名	小田原市風祭 9 1 8 宗教法人 寶泉寺
内 容 (構造・品質、形状及び数量等)	絹本著色 53.1 cm×40.0 cm 永禄山寶泉寺の開基・北条時長の肖像画と伝わる。 折烏帽子を被り、雪持ち文様を配した直垂を着け、北条氏の家紋である三鱗文の目貫の腰刀を差し、上畳に胡座する。北条氏の歴代肖像画の中では早雲寺蔵の北条氏康像に近く、氏康像の形式にならって制作された可能性が高い。面貌は個性的であるが、やや類型化した目鼻の表現が見られることから、時長の在世中ではなく、供養像として制作された可能性も考えられる。
由緒・沿革等	寶泉寺は臨濟宗。北条氏の菩提寺である早雲寺の末寺であった。開基は北条時長。『新編相模国風土記稿』では、時長について、永禄3年(1560)7月20日の没年と「寶泉寺大年用公」の法号を記す。時長がどのような人物であったかは長らく不明であったが、近年の研究で、北条宗哲(幻庵)の嫡男で小机城主の三郎にあたとされている。
その他参考となる事項	北条氏一族の肖像画は、江戸時代に作成されたものを除くと箱根湯本早雲寺が所蔵する北条早雲像(国重文)、北条氏綱像(県重文)、北条氏康像(県重文)が知られている。
備考	参考資料 『新編相模国風土記稿』 神奈川県立歴史博物館図録『戦国大名北条氏とその文書』 解説No.35(2008年) 「神奈川県立歴史博物館だより」通巻179号(2008年)

## 諮問する理由

小田原市内における中世期に遡る絵画作品は、報身寺阿弥陀如来画像（国重文）、浄永寺日蓮上人画像（県重文）、宝金剛寺真言八祖像（県重文）など9点の指定物件を含め、宝金剛寺の不動明王二童子像（南北朝）、愛染明王像（同）など仏画を中心に20点程が知られるのみであり、数少ない本市の中世期の1点である。

また、戦国大名小田原北条氏一族を描いた中世期の肖像画は、箱根町早雲寺に伝来する北条早雲画像（国重文）、氏綱画像（県重文）、氏康画像（県重文）、及び本作が知られるのみであり、大変貴重である。

北条時長については、発給文書が伝来せず、長らくどのような人物であったのか不明であったが、近年の研究で、北条宗哲（幻庵）の嫡男で小机城主の三郎であるとされている。

本作は、若干破損部分が認められるものの、市内唯一の中世期に遡る武将像である点や、寶泉寺の開基像として描かれた可能性が高い点など、希少性が認められる。

以上の理由により、本資料を市指定重要文化財に指定するため諮問するものである。



北条時長像（全体）



顔部分



雪持ち文様



腰刀



## 小田原市指定重要文化財及び史跡名勝天然記念物候補物件調書

種 類	建造物
ふり 名 称	じょうはいじ ごりんとうぐん 上輩寺の五輪塔群
員 数	3基
時 代	南北朝時代
所在地及び地目・地籍	小田原市酒匂2丁目44番27号
所有者の住所・氏名	小田原市酒匂2丁目44番27号 宗教法人 上輩寺
管理者の住所・氏名	小田原市酒匂2丁目44番27号 宗教法人 上輩寺
内 容 (構造・品質、形状及び数量等)	<p>1号 総高1.61m 最大幅0.68m 2号 総高1.76m 最大幅0.70m 3号 総高1.64m 最大幅0.69m</p> <p>3基とも、関東における五輪塔の中でも比較的大型でほぼ同じ法量を示す。台座、基壇を伴わず、梵字は刻まれていない。最大幅は火輪にあり、地輪にかけて幅が減じていく傾向が認められる。鎌倉時代のもの比べ、火輪の降棟の湾曲は少なく、軒面の幅は薄い。水輪は1号、3号塔がやや扁平な球形に対し、2号塔はやや扁平な杏子型である。また地輪はほぼ正方形であるが、わずかに横長である。いずれも、空風輪と火輪の接合は臍穴式。さらに火輪と水輪の接合は臍穴式ではなく、水輪側に直径0.20m前後、深さ0.06m～0.13mの納骨穴が穿たれる。3基とも接合部分の状況から、同一個体（本来の組み合わせ）であると考えられる。</p> <p>材質は、輝石（暗黒色）と斜長石（白色）を斑晶鉱物とする安山岩で、元箱根石仏群と同じ石質とみられる。</p> <p>各塔とも空輪の上先端（頂部）を欠く。また、2号塔は火輪の軒2隅を大きく欠いている。</p> <p>市内に所在する中世の五輪塔の中では群を抜く大きさである。これまで五輪塔が市指定重要文化財に指定された例はない。</p> <p>南関東地方に所在する五輪塔との比較から、水輪等の形態的特徴により3基の五輪塔の造塔時期は南北朝時代と考えられる。</p>

<p>由緒・沿革等</p>	<p>寺の開基酒匂右馬頭の墓との伝承がある。</p> <p>『新編相模国風土記稿』に以下の記載がある。「上輩寺は、九品山浄土院と号す。時宗。国府津村蓮台寺末。開山他阿真教。永仁五年建。元応元年正月二七日卒。」「開基は酒匂右馬頭某なり。墓碑を置。又墳あり。五輪三基並建。高各五尺四寸。本尊弥陀。」※永仁五年＝1292年 なお、現在墓碑は確認できない。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>市内中世石造物には「小嶋家の宝篋印塔・宝塔」、「曾我祐信宝篋印塔」、「国府津建武古碑」、「居神神社境内の古碑群」、「小田原城内大日一尊種子板碑」（いずれも市指定）がある。</p>
<p>備考</p>	<p>参考資料</p> <p>『新編相模国風土記稿』</p> <p>小田原市『小田原市史 通史編 原始・古代・中世』（1998年）</p> <p>小田原市教育委員会『身近にある小田原の史跡 川東版』（2008年）</p>

## 諮問する理由

小田原地方は、宝篋印塔や五輪塔、多宝塔、板碑などの中世石造物が多数知られており、このうち「曾我祐信宝篋印塔」「小嶋家の宝篋印塔・宝塔」「北条氏康夫人の墓碑」「居神神社境内古碑群」「国府津建武古碑」「小田原城内大日一尊種子板碑」は市指定重要文化財となっているが、これまで五輪塔が指定された例はない。

小田原地方の中世五輪塔は、市内各所で小型の五輪塔群が所在するほか、近年の発掘調査において小田原城下・山角町遺跡第Ⅳ地点で五輪塔を含む石造物の製作場所が、史跡小田原城跡御用米曲輪では未製品を含む宝篋印塔や五輪塔の部材を大量に転用している戦国時代の池が確認され、当地域における五輪塔に関する様相がより明らかになりつつある。

このなかで、上輩寺の3基の五輪塔群は、箱根火山を起源とする安山岩製で、市内五輪塔の中でも最大級のものである。梵字や記銘などは刻まれていないものの、鎌倉時代のものと比較すると空輪や水輪などの形態的な特徴から造塔時期は南北朝時代と考えられる。3基とも空輪、火輪部分に欠損が見られるが、全体像をとらえることができ、南北朝期まで遡れる五輪塔群として貴重である。

以上の理由により、本資料を市指定重要文化財に指定するため、諮問するものである。



上輩寺五輪塔群（正面）



3号 左後ろから



2号 左後ろから



1号 左後ろから

## 小田原市指定重要文化財及び史跡名勝天然記念物候補物件調書

種 類	古文書
ふりがな 名 称	わだけもんじょ ほうじょうじやすしゅいんじょう 和田家文書(北条氏康朱印状)
員 数	1 通
時 代	永禄 10 年 (1567 年)
所在地及び地目・地籍	小田原市城内 7-8
所有者の住所・氏名	小田原市荻窪 3 0 0 小田原市
管理者の住所・氏名	小田原市城内 7-8 小田原市郷土文化館
内 容 (構造・品質、形状及び数量等)	<p>北条氏康朱印状 丁卯(永禄 10 年)6 月 24 日付 紙本墨書 27.3cm×36.8cm 卷子装</p> <p>北条氏康が、相模の中嶋の小代官・百姓中に、中嶋郷の懸銭納入を命じた文書(「武栄」印判状)。氏政が当主でありながらも、氏康が依然として北条家の権力を保持していたことが分かる。</p> <p>検地で算定した中嶋郷の貫高に基づく納税額と、納入の期限や方法などを規定する内容で、納入に際し精銭を停止し、換算率を示して米・麦・黄金による現物納とすることから、撰銭や銭貨流通量の不足といった課題が深刻化していた状況を知ることができる。</p> <p>北条氏と郷村との関わりを知る上で重要であり、市域に伝存した点でも史料的価値が高い。</p>
由緒・沿革等	<p>中島村の旧家利右衛門家の子孫である和田家に伝来し、同家より本市に寄贈された文書。利右衛門家は『新編相模国風土記稿』には既に本文書など 2 通を蔵すのみで、「祖先の事詳ならず」とあるが、中世戦国期には同所の名主あるいは小代官を務めた有力者であったと考えられる。</p> <p>なお、永禄 2 年までに成立の「所領役帳」では、西郡中嶋 30 貫文を御馬廻衆宮川左近将監が知行している。</p>
その他参考となる事項	<p>「武栄」印判状は永禄 9 年(1566) 5 月から元龜 2 年(1571) 5 月まで、54 通の発給例が知られる。この内、正文は本文書を含め 5 通が市域に伝存し、3 通が既に市文化財に指定されている(蓮上院文書・青木家文書)。</p>
備考	<p>参考資料 『新編相模国風土記稿』 『小田原市史 史料編 中世Ⅱ小田原北条 1』解説No.685 (1991 年)</p>

## 諮問する理由

小田原市内における北条氏康発給の「武栄」印判状は、蓮上院所蔵西光院文書2通（市指定）、青木家文書1通（市指定）など3点の指定物件のほか、本資料1通と玉伝寺文書1通の計5件が知られるのみで、大変貴重である。

後年、卷子に装丁される際に、料紙の周囲の一部が裁断され、汚損や虫損などが若干あるものの、文言の判読等に支障はなく、良好な状態を保持している。

市域の「中嶋郷代官百姓中」に宛てて懸銭納入を命じたもので、北条氏と郷村との関わりを知る上で重要であるとともに、受給者の子孫とみられる同地の旧家に伝存した経緯からも史料的価値が高い。さらに、当主が用いる虎印判ではなく、氏康の武栄印判によって命じられていることから、氏康は既に永禄3年(1559)初頭頃には4代氏政に家督を譲っていたが、その後も権力を保持し、御料所の支配や役銭の納入など、政務を氏政と分掌または主導していたことを示す史料としても重要である。

以上の理由により、本資料を市指定重要文化財に指定するため諮問するものである。

## 小田原市指定重要文化財及び史跡名勝天然記念物候補物件調書

種 類	古文書
ふりがな 名 称	わだ けもんじょ ほうじょうけさだめがき 和田家文書(北条家定書)
員 数	1 通
時 代	天正 15 年 (1587 年)
所在地及び地目・地籍	小田原市城内 7-8
所有者の住所・氏名	小田原市荻窪 3 0 0 小田原市
管理者の住所・氏名	小田原市城内 7-8 小田原市郷土文化館
内 容 (構造・品質、形状及び数量等)	<p>北条家定書 丁亥 (天正 15 年) 7 月晦日付 紙本墨書 30.8 cm×39.5cm 卷子装</p> <p>北条氏が、相模の中嶋の小代官・百姓中に、危急の際差し出すべき兵員およびその装備に関する規定を通達した文書 (虎の印判状)。豊臣秀吉との合戦に備え、兵力の確保を意図したものとみられ、同様の文書が相模・武蔵の各郷村に宛てて広範に発給されており、秀吉との戦闘が総力戦の様相を呈しつつあったことを示している。</p> <p>北条氏と郷村との関わりを知る上で重要であり、市域に伝存した点でも史料価値が高い。</p>
由緒・沿革等	<p>中島村の旧家利右衛門家の子孫である和田家に伝来し、同家より本市に寄贈された文書。利右衛門家は『新編相模国風土記稿』には既に本文書など 2 通を蔵すのみで、「祖先の事詳ならず」とあるが、中世戦国期には同所の名主あるいは小代官を務めた有力者であったと考えられる。</p> <p>なお、永禄 2 年までに成立の「所領役帳」では、西郡中嶋 30 貫文を御馬廻衆宮川左近将監が知行している。</p>
その他参考となる事項	同様の文書は、本件を含め 16 通の発給例が知られる。この内、栢山の小代官・百姓中に宛てた本件とほぼ同文の文書 1 通が市域に伝存する (小沢家文書・未指定)。
備考	<p>参考資料</p> <p>『新編相模国風土記稿』</p> <p>『小田原市史 史料編 中世Ⅲ小田原北条 2』解説No.1827 (1993 年)</p>

## 諮問する理由

「ひらひら武者めくやうニ」の文言で知られる北条氏の戦時動員に関わる定書で、相模・武蔵の各郷村に宛てて広範に発給されたとみられ、ほぼ同文の文書16通の発給例（写しを含む）が認識されているが、この内、小田原市内における事例は、本資料1通と栢山の小沢家文書1通の計2件が知られるのみで、大変貴重である。

後年、卷子に装丁される際に、料紙の周囲の一部が裁断され、汚損や虫損などが若干あるものの、文言の判読等に支障はなく、比較的良好な状態を保持している。

市域の「中嶋代官百姓中」に宛てて、危急の際差し出すべき兵員およびその装備に関する規定を通達した虎印判状で、北条氏と郷村との関わりを知る上で重要であるとともに、受給者の子孫とみられる同地の旧家に伝存した経緯からも史料的価値が高い。さらに、豊臣政権との軍事的緊張が高まるなか、北条氏の臨戦態勢が総力戦の様相を呈す段階になりつつあったことを示す史料としても重要である。

以上の理由により、本資料を市指定重要文化財に指定するため諮問するものである。







議案第 8 号

小田原市図書館運営方針について

小田原市図書館運営方針について、議決を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日 提出

小田原市教育委員会

教育長 栢 沼 行 雄

小田原市図書館運営方針(案)

基本理念	基本方針	各館の重点方針	
		中央図書館（かもめ図書館） 司令塔となる図書館	小田原駅東口図書館 アクセスしやすい『出会う図書館』
<p><b>出会う図書館</b></p> <p>小田原市図書館は、本や情報と出会い、人と出会い、新たな自分に出会う場として、市民の豊かな暮らしを支援していきます。</p>	<p><b>1 広範な本や情報の提供</b></p> <p>市民の多様な知的好奇心に応えるとともに、新たな課題への気づきや解決への道筋を探るため、広範な本や情報を収集、提供していきます。</p>	<p><b>多様なニーズに対応する本や情報の提供</b></p> <p>多様なニーズに対応する広範な図書をバランス良く揃えるとともに、郷土の歴史や文学に関する専門的な内容も含めた幅広いレファレンスサービスを提供し、市民の文化的な生活を支援していきます。</p>	<p><b>現代社会の課題に即した新鮮な本や情報の提供</b></p> <p>新鮮度の高い図書を揃えるとともに、充実したレファレンスサービスの提供により、現代社会の実情に即した課題解決の支援をしていきます。</p>
	<p><b>2 読書活動の振興</b></p> <p>読書が、人間の成長や文化の発展に果たす役割を踏まえ、文字・活字文化に親しみ、言語力を涵養する機会として市民の読書活動の振興を図っていきます。</p>	<p><b>活発な読書活動を促す環境の充実</b></p> <p>読書の楽しみを提供する図書館活動や、図書館ネットワークシステム、自動車文庫サービス等を通じて、市内の広範囲に図書サービスが行きわたるよう環境の充実を図ります。</p>	<p><b>読書に対する興味・関心の喚起</b></p> <p>本と接する習慣を生み出す場として、活字離れが顕著な世代等を中心に読書に対する興味や関心を呼び起こし、読書活動の振興を図ります。</p>
	<p><b>3 次世代育成の推進</b></p> <p>次世代を担う子どもたちの生きる力を伸ばしていくため、本や情報に親しむ場を提供し、健やかな成長を支援していきます。</p>	<p><b>子ども読書活動の推進</b></p> <p>子どもが読書習慣を身につけ、本に親しむことができるよう各種事業を実施するとともに、保育・教育施設等との連携により就園児や児童、生徒を中心として読書活動の推進を図ります。</p>	<p><b>子育て世代への情報提供と中高生世代の学習支援</b></p> <p>子育て支援センター等との連携により、乳幼児期から本に親しむ場や子育てに役立つ情報を提供するとともに、中高生世代の心身の成長や進路選択に寄与し、学習活動の支援に繋がる展開をしていきます。</p>
	<p><b>4 地域資産の継承</b></p> <p>先人たちが残してきた貴重な資料を収集、保存し、郷土の歴史、文学、芸術等の文化や産業、風土等に光を当て、地域固有の資産として継承していきます。</p>	<p><b>地域資料の保存、研究</b></p> <p>地域資料を収集、保存し、その活用を図るため地域資料室機能を設置、運営するとともに、本市の文学をはじめとする地域資産の発掘、研究、認知の拡大に努めます。</p>	<p><b>地域資料を活用した地域の魅力の発信</b></p> <p>郷土の文化や産業等に関連する資料や、現代で活躍するゆかりの人物の著作物等を活用し、小田原の魅力を幅広く発信していきます。</p>
	<p><b>5 心地よい空間の創出</b></p> <p>利用者が心地よく滞在できる空間を創出するとともに、障がいのある人や日本語を母語としない人なども安心して利用できる環境を整えます。</p>	<p><b>緑豊かな滞在型図書館</b></p> <p>誰もが落ち着いて学び、考えることができる場であるように、緑豊かな静かな環境と、ゆとりある空間を生かした滞在型図書館としての環境を整えていきます。</p>	<p><b>利便性に優れた都市型図書館</b></p> <p>駅至近の立地から、短時間でも誰もが気軽に利用でき、また、知的好奇心を刺激し、最新の情報に接する場として、市街地ならではの魅力あるライフスタイルを実感できる空間を創出します。</p>
	<p><b>6 関係機関等との連携</b></p> <p>図書館の持つ知的資産を最大限に生かすため、各種事業を関係機関と連携し、図書館サービスを充実していきます。</p>	<p><b>図書館ボランティアの活動促進と関係機関等との連携</b></p> <p>図書館ボランティアの活動を促進するとともに、関係機関、団体等との連携を図ることで事業の多様性を広げ、図書館の発信力を高めていきます。</p>	<p><b>立地を生かした事業連携</b></p> <p>図書館が設置される複合ビル内の他施設や小田原駅周辺の事業者、市民団体等と連携した事業を展開することにより、連携機関等の活性化や発展、地域の振興に寄与します。</p>

## (仮称)小田原駅東口図書館の整備について

「お城通り地区再開発事業広域交流施設」内に整備を進めている「(仮称)小田原駅東口図書館」に係る管理運営及び施設概要は次のとおりです。

### 1 所在地及び名称

(1) 所在地

小田原市栄町一丁目1番15号 お城通り地区再開発事業広域交流施設6階

(2) 名称

(仮称)小田原市立小田原駅東口図書館

### 2 管理運営

(1) 運営手法

(仮称)小田原駅東口図書館は、専門性が担保され、柔軟な利用者サービスと合理的な運営が期待されることから、指定管理者制度を導入する。この導入にあたっては、子育て支援センターとの連携強化及びフロア管理にかかる責任の明確化、柔軟な運営のため、2施設を一括して実施するものとする。

(2) 休館日

定期…1月につき1回

年末年始…12月28日から1月3日まで

特別整理期間…7日以内

(3) 開館時間

月曜日から金曜日…午前9時から午後9時まで

土曜日、日曜日及び祝日…午前9時から午後6時まで

(4) 運営方針等

図書館運営方針(別添)のとおり

### 3 施設概要

(1) 面積

約1,330平方メートル

(2) フロアアクセス

エレベーター(3基)及びエスカレーター

(3) 施設構成

名 称	内 容
エントランス	エレベーターの正面に出入り口を配置する。図書館への導入部としてシンボル書架を配置し、図書の企画展示をはじめ多様な情報発信を行う。
総合カウンター	館内を見渡すことが出来る場所に配置する。利用者スペースへ出やすいようなレイアウトとする。
新聞・雑誌コーナー	雑誌70タイトル程度。カウンターの視線が届きやすい場所に配置し、多くの利用者が効率的に閲覧できるように配慮する。
一般閲覧席	窓側カウンター席及びベンチ等で約70席を確保する。 カウンター席前面はガラス張りで、市街地を望む。
一般書架	4万冊程度を配架。免震構造の書架を設置する。
閉架書架	2万冊程度を収蔵。集密書架を設置する。
予約本コーナー	予約した本を取り置きする。利用者がセルフで貸出処理をする。
児童コーナー	1万8千冊程度を配架。概ね乳幼児から児童までを対象とした図書のほか、子育て関連図書等を配架する。移動式の貸出カウンター、見渡しやすい低い書架の他、本への興味を呼ぶような展示を適度に配する。
おはなし広場	靴を脱いで利用するエリア。隣接する子育て支援センターとの可視性を高め、相互に拡張した利用を可能とするよう、仕切りを工夫する。
ティーンズコーナー	2千冊程度を配架。読書意欲を喚起するような展示も可能な書架を配置し、概ね中高生世代を対象とした図書を配架する。グループでも利用しやすい閲覧席とする。
多目的スペース	通常は閲覧・学習に利用。講演会、ワークショップ、展示会等の多様な使用を想定する。2分割できる。収納スペースを挟み、バックヤード側にも通じる。一般開架との仕切りは強化ガラスにし可視性を高めるが、遮蔽も可能とする。
テラス	ガラスで囲われた飲食可能なエリア。小田原城を望む。自動販売機を設置する。
その他の施設	インターネット閲覧席、自動貸出処理機、ブック・ディテクション・システム（略称BDS。貸出未処理の図書を感知するゲート）など。

【参考】お城通り地区再開発事業広域交流施設6階レイアウト図(案) (H31年2月5日現在)

所在地…小田原市栄町1丁目1番15号

- 面積 図書館部分 : 約 1,330㎡ (うちおはなし広場: 約 48㎡)
- 子育て支援センター部分: 約 203㎡ (うち授乳室: 約 5㎡)
- 共有トイレ部分 : 約 16㎡


小田原駅東口図書館施設コンセプト

アクセスしやすい  
出会う図書館

- 次世代育成…次世代を育成し、まちづくりを担う人材を育てる
- 利用者拡大…通勤・通学者も含めた利用の拡大
- まちの活性化…中心市街地のにぎわいの創出、交流人口の拡大

次 利 活

【多目的スペース】  
通常は閲覧・学習に利用。講演会、ワークショップ、展示会等の多様な使用を想定する。2分割できる。収納スペースを挟み、バックヤード側にも通じる。一般開架との仕切は強化ガラスにし可視性を高めるが、遮蔽も可能とする。



利

【予約本コーナー】  
予約した本を取り置きする。利用者がセルフで貸出処理をする。

【閉架書庫】  
収蔵可能冊数 約2万冊

次 利 活

【ホール】  
フロアへのアクセスはエレベーター(3基)及びエスカレーターによる。ガラスで見通しをよくする。ホール部分には、情報発信スペース等配置する。

おだぴ子育て支援センター


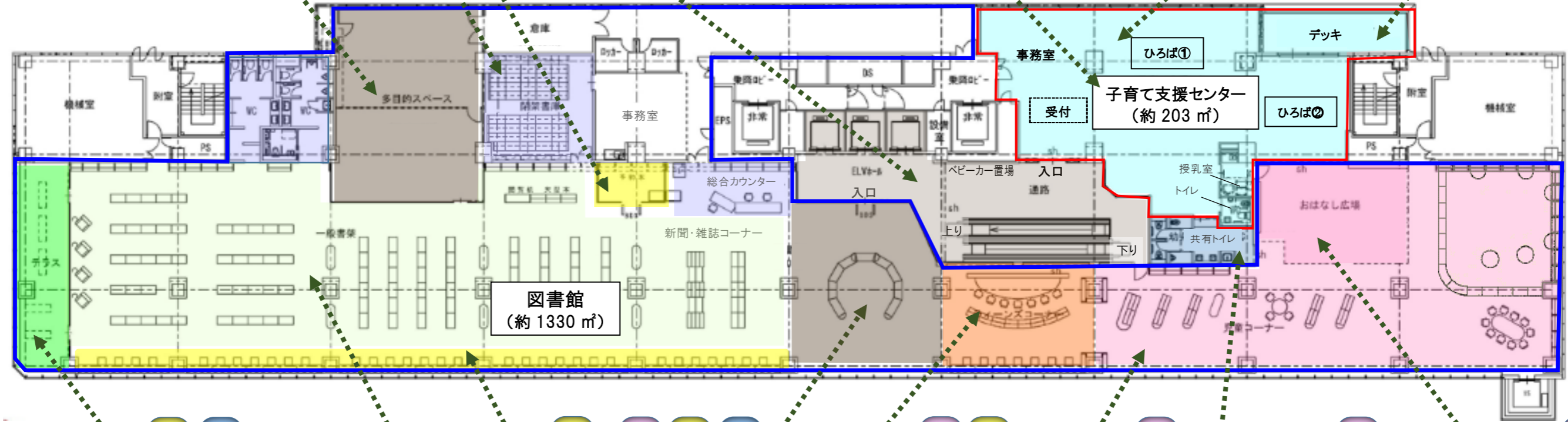
【全体】イメージ



【ひろば】



【デッキ】イメージ

利 活

【テラス】  
イメージ



ガラスで囲われた飲食可能なエリア。小田原城を望む。自動販売機を設置する。

【一般書架】  
免振構造の書架を配置。(製品イメージ)



【カウンター席】  
イメージ

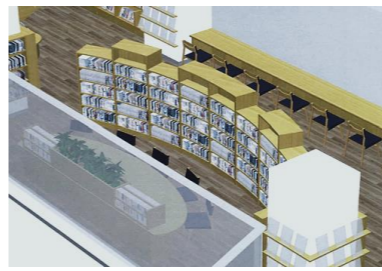


利

【エントランス】  
シンボル書架を設置し、地域関連図書を配架するとともに、図書の企画展示を始めとする多様な情報発信を行う。

次 利

【ティーンズコーナー】イメージ



次

【児童コーナー】  
児童書の他、子育て関連図書等も配架する。見通しをよくするとともに、移動式のカウンター等、柔軟な配置を可能とする。

次

【共有トイレ】イメージ



次

【おはなし広場】  
子育て支援センターとの行き来、可視性を考慮。靴を脱いで利用する。



議案第9号

小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について、議決を  
求める。

平成31年2月22日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市生涯学習センター条例施行規則（平成19年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中「テレビジョン・ビデオテープレコーダーセット」を「テレビジョン・ビデオデッキセット」に改め、別表第2の2の表中

美術工芸設備	七宝電気炉	午前・午後 ・夜間各1 回	円 100	1台
調理設備	ガステーブル		90	1台
その他	コンセント		100	1口

を

調理設備	ガステーブル	午前・午後 ・夜間各1 回	円 90	1台
その他	コンセント		100	1口

に改める。

様式第1号及び様式第2号中

<input type="checkbox"/> 本館	<input type="checkbox"/> 国府津学習館	<input type="checkbox"/>	分館
-----------------------------	---------------------------------	--------------------------	----

を

<input type="checkbox"/> 本館	<input type="checkbox"/> 国府津学習館
-----------------------------	---------------------------------

に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成31年3月16日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市役所支所設置条例を廃止する等の条例（平成30年小田原市条例第37号）の施行に伴い、所要の整備を行うため、小田原市生涯学習センター条例施行規則（平成19年小田原市教育委員会規則第3号）を改正する。

[内 容]

- 1 小田原市役所支所設置条例を廃止する等の条例（平成30年小田原市条例第37号）の施行に伴う措置  
生涯学習センター分館に係る規定を削除する。
- 2 その他  
規定を整備することとする。

[適 用]

平成31年 3 月 16 日

小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市生涯学習センター条例施行規則（平成19年小田原市教育委員会規則第3号）（抄）

改正後					改正前				
別表第2（第5条関係）					別表第2（第5条関係）				
1 センター本館器具使用料					1 センター本館器具使用料				
設備名等		時間区分	金額	備考	設備名等		時間区分	金額	備考
(略)					(略)				
上記以外の施設用設備	大会議室拡声装置（マイクロホン付き）	午前・午後・夜間各1回	500	1式	大会議室拡声装置（マイクロホン付き）	午前・午後・夜間各1回	500	1式	
	ワイヤレスマイクロホン		650	1本	ワイヤレスマイクロホン		650	1本	
	ピアノ		500	1台	ピアノ		500	1台	
	電子オルガン		300	1台	電子オルガン		300	1台	
	カラオケセット		500	1式	カラオケセット		500	1式	
	テレビジョン・ビデオデッキセット		500	1式	テレビジョン・ビデオテープレコーダーセット		500	1式	
	16ミリ映写機		500	1台	16ミリ映写機		500	1台	
	オーバーヘッドプロジェク		300	1台	オーバーヘッド		300	1	

ター			
ガステーブル		200	1台
コンセント		100	1口
大会議室展示用照明設備	1日	300	1式
電気炉	1時間	400	1台
七宝電気炉	午前・午後・夜間各1回	200	1台

2 センター国府津学習館器具使用料

設備名等		時間区分	金額	備考
調理設備	ガステーブル	午前・午後・夜間各1回	円	1台
			90	
その他	コンセント		100	1口

様式第1号 (第2条関係)

ドプロジェクター			台
ガステーブル		200	1台
コンセント		100	1口
大会議室展示用照明設備	1日	300	1式
電気炉	1時間	400	1台
七宝電気炉	午前・午後・夜間各1回	200	1台

2 センター国府津学習館器具使用料

設備名等		時間区分	金額	備考
美術工芸設備	七宝電気炉	午前・午後・夜間各1回	円	1台
			100	
調理設備	ガステーブル		90	1台
その他	コンセント		100	1口

様式第1号 (第2条関係)

小田原市生涯学習センター使用許可・使用料減額 (免除) 申請書					年 月 日
小田原市教育委員会 様					
申請者 住 所			申請者 住 所		
団体名			団体名		
氏 名			氏 名		
次のとおり申請します。					
使用するセンター名	<input type="checkbox"/> 本館 <input type="checkbox"/> 国府津学習館 _____				
使用の目的及び内容					
使用責任者	住所			電 自 宅	
	氏名			話 勤務先	
使用施設名	使用年月日	使用時間区分	利用予定人員	使用料	
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円	
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円	
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円	
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円	
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円	
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円	
使用器具				器具使用料	円
減額・免除申請の理由	<input type="checkbox"/> 公用のため <input type="checkbox"/> 認定団体 <input type="checkbox"/> その他( )				
備 考					

様式第2号 (第2条関係)

小田原市生涯学習センター使用許可・使用料減額 (免除) 申請書					年 月 日
小田原市教育委員会 様					
申請者 住 所			申請者 住 所		
団体名			団体名		
氏 名			氏 名		
次のとおり申請します。					
使用するセンター名	<input type="checkbox"/> 本館 <input type="checkbox"/> 国府津学習館 <input type="checkbox"/> _____ 分館				
使用の目的及び内容					
使用責任者	住所			電 自 宅	
	氏名			話 勤務先	
使用施設名	使用年月日	使用時間区分	利用予定人員	使用料	
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円	
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円	
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円	
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円	
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円	
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円	
使用器具				器具使用料	円
減額・免除申請の理由	<input type="checkbox"/> 公用のため <input type="checkbox"/> 認定団体 <input type="checkbox"/> その他( )				
備 考					

様式第2号 (第2条関係)

小田原市生涯学習センター使用許可・使用料減額 (免除) 決定通知書				
様			番 号	
			年 月 日	
小田原市教育委員会 印			小田原市教育委員会 印	
			次のとおり許可・通知します。	
使用するセンター名	<input type="checkbox"/> 本館 <input type="checkbox"/> 国府津学習館			
使用の目的及び内容				
使用責任者	住所		電 宅	
	氏名		話 勤務先	
使用施設名	使用年月日	使用時間区分	利用予定人員	使用料
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円
使用器具		器具使用料		円
減額・免除申請の理由	<input type="checkbox"/> 公用のため <input type="checkbox"/> 認定団体 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
減額・免除の決定	<input type="checkbox"/> 減免しません。 <input type="checkbox"/> 減額します。 <input type="checkbox"/> 免除します。			
使用料	使 用 料 減 免 額	減 免 後 の 使 用 料		
	円	円		円
備 考				

この通知書の使用料の減免に係る決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、小田原市教育委員会となります。）提起することができます。ただし、(1)審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又は(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

小田原市生涯学習センター使用許可・使用料減額 (免除) 決定通知書				
様			番 号	
			年 月 日	
小田原市教育委員会 印			小田原市教育委員会 印	
			次のとおり許可・通知します。	
使用するセンター名	<input type="checkbox"/> 本館 <input type="checkbox"/> 国府津学習館 <input type="checkbox"/> 分館			
使用の目的及び内容				
使用責任者	住所		電 宅	
	氏名		話 勤務先	
使用施設名	使用年月日	使用時間区分	利用予定人員	使用料
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円
	年 月 日	午前・午後・夜間	人	円
使用器具		器具使用料		円
減額・免除申請の理由	<input type="checkbox"/> 公用のため <input type="checkbox"/> 認定団体 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
減額・免除の決定	<input type="checkbox"/> 減免しません。 <input type="checkbox"/> 減額します。 <input type="checkbox"/> 免除します。			
使用料	使 用 料 減 免 額	減 免 後 の 使 用 料		
	円	円		円
備 考				

この通知書の使用料の減免に係る決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、小田原市教育委員会となります。）提起することができます。ただし、(1)審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又は(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

議案第10号

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成31年2月22日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成23年小田原市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条第2項を削る。

別表第1中

(1) 青少年の体験交流学习に関する事 (2) 青少年指導者及び育成者に関する事	子ども青少年部長、子ども青少年部副部長及び青少年課の職員	を
(1) 生涯学習センター分館の使用許可に関する事 (2) 図書館分館の資料の運用に関する事	戸籍住民課の職員	
(1) 青少年の体験交流学习に関する事 (2) 青少年指導者及び育成者に関する事	子ども青少年部長、子ども青少年部副部長及び青少年課の職員	に

改め、同表を別表とする。

別表第2を削る。

### 附 則

この規則は、平成31年3月16日から施行する。

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市役所支所設置条例を廃止する等の条例（平成30年小田原市条例第37号）及び小田原市役所地域センター住民窓口、連絡所及び窓口コーナー設置規則の一部を改正する規則（平成30年小田原市規則第43号）の施行に伴い所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

- 1 生涯学習センター分館及び図書館分館の廃止に伴う措置（別表関係）  
補助執行事務のうち、生涯学習センター及び図書館分館に係る規定を削除する。
- 2 その他  
規定を整備することとする。

[適 用]

平成31年 3 月 16 日



小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則  
 新旧対照条文

○小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成23年小田原市教育委員会規則第2号）（抄）

改正後	改正前														
<p>(補助執行事務)</p> <p><b>第2条</b> 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、<u>別表</u>の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(専決等)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p><b>別表</b> (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(1) 青少年の体験交流学习に関すること。 (2) 青少年指導者及び育成者に関すること。</td> <td>子ども青少年部長、子ども青少年部副部長及び青少年課の職員</td> </tr> </tbody> </table>	事務	職員	(略)		(1) 青少年の体験交流学习に関すること。 (2) 青少年指導者及び育成者に関すること。	子ども青少年部長、子ども青少年部副部長及び青少年課の職員	<p>(補助執行事務)</p> <p><b>第2条</b> 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、<u>別表第1</u>の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(専決等)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p><u>2 小田原市職員の職の設置等に関する規則(昭和42年小田原市規則第3号)別表第1に規定する支所長は、別表第2に掲げる事項を専決することができる。</u></p> <p><b>別表第1</b> (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(1) 青少年の体験交流学习に関すること。 (2) 青少年指導者及び育成者に関すること。</td> <td>子ども青少年部長、子ども青少年部副部長及び青少年課の職員</td> </tr> <tr> <td><u>(1) 生涯学習センター分館の使用許可に関するこ</u></td> <td><u>戸籍住民課の職員</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務	職員	(略)		(1) 青少年の体験交流学习に関すること。 (2) 青少年指導者及び育成者に関すること。	子ども青少年部長、子ども青少年部副部長及び青少年課の職員	<u>(1) 生涯学習センター分館の使用許可に関するこ</u>	<u>戸籍住民課の職員</u>
事務	職員														
(略)															
(1) 青少年の体験交流学习に関すること。 (2) 青少年指導者及び育成者に関すること。	子ども青少年部長、子ども青少年部副部長及び青少年課の職員														
事務	職員														
(略)															
(1) 青少年の体験交流学习に関すること。 (2) 青少年指導者及び育成者に関すること。	子ども青少年部長、子ども青少年部副部長及び青少年課の職員														
<u>(1) 生涯学習センター分館の使用許可に関するこ</u>	<u>戸籍住民課の職員</u>														

と。

(2) 図書館分館の資料の  
運用に関すること。

別表第2 (第3条関係)

専決事項

生涯学習センター分館の使用許可

議案第 1 1 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について  
学校教育法施行細則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日 提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

## 学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が、別に定めるところにより、片浦小学校の通学区域外に住所を有する就学予定者について当該小学校への就学を認めたときは、この限りでない。

第5条第3項を削る。

様式第27号を次のように改める。

様式第27号 (第29条関係)

第

号

小田原市立

学校長

印

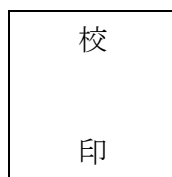
年

月

日

右の者は

の課程を卒業したことを証する



年 氏

月

日生

名

卒

業

証

書

様式第28号その2、その3、その4及びその5を次のように改める。

様式第28号 (第30条関係) その2 通常学級用

(指導に関する記録)

生徒氏名	学校名	区分	学年	1	2	3
		学級				
		整理番号				

各教科の学習の記録													
I 観点別学習状況													
教科	観点	学年	1	2	3	教科	観点	学年	1	2	3		
国語	国語への関心・意欲・態度												
	話す・聞く能力												
	書く能力												
	読む能力												
	言語についての知識・理解・技能												
II 評 定													
社会	社会的事象への関心・意欲・態度					学年	教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術
	社会的な思考・判断・表現					1							
	資料活用の技能					2							
	社会的事象についての知識・理解					3							
数学	数学への関心・意欲・態度					学年	教科	保健体育	技術・家庭	外国語			
	数学的な見方や考え方					1							
	数学的な技能					2							
	数量や図形などについての知識・理解					3							
特別の教科 道徳													
理科	自然事象への関心・意欲・態度					学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子						
	科学的な思考・表現					1							
	観察・実験の技能					2							
	自然事象についての知識・理解					3							
音楽	音楽への関心・意欲・態度					総合的な学習の時間の記録							
	音楽表現の創意工夫					学年	学習活動	観点	点	評	価		
	音楽表現の技能					1							
	鑑賞の能力												
美術	美術への関心・意欲・態度												
	発想や構想の能力												
	創造的な技能												
保健体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度					2							
	運動や健康・安全についての思考・判断												
	運動の技能												
	運動や健康・安全についての知識・理解												
技術・家庭	生活や技術への関心・意欲・態度					3							
	生活を工夫し創造する能力												
	生活の技能												
	生活や技術についての知識・理解												
外国語	コミュニケーションへの関心・意欲・態度					特別活動の記録							
	外国語表現の能力					内容	観点	学年	1	2	3		
	外国語理解の能力					学級活動							
言語や文化についての知識・理解													
						生徒会活動							
						学校行事							

生徒氏名

行 動 の 記 録									
項 目	学 年	1	2	3	項 目	学 年	1	2	3
基本的な生活習慣					思いやり・協力				
健康・体力の向上					生命尊重・自然愛護				
自主・自律					勤労・奉仕				
責任感					公正・公平				
創意工夫					公共心・公德心				

総合所見及び指導上参考となる諸事項		
第1学年	第2学年	第3学年

出 欠 の 記 録						
区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1						
2						
3						



様式第28号（第30条関係）その3 通常学級用

中学校生徒指導要録抄本

学籍に関する記録											
生徒	フリガナ氏名					性別					学校名及び所在地
	現住所					年 月 日生					
	卒業					年 月 日					
	指導に関する記録（第3学年）										
各教科の学習の記録											
教科	I 観点別学習状況				II 評定	教科	I 観点別学習状況				II 評定
	観 点						観 点				
国語	国語への関心・意欲・態度										
	話す・聞く能力										
	書く能力										
	読む能力										
社会	言語についての知識・理解・技能										
	社会的事象への関心・意欲・態度										
	社会的な思考・判断・表現										
数学	資料活用の技能										
	社会的事象についての知識・理解										
	数学への関心・意欲・態度										
理科	数学的な見方や考え方						特別の教科 道徳				
	数学的な技能										
	数量や図形についての知識・理解										
音楽	自然事象への関心・意欲・態度						総合的な学習の時間の記録				
	科学的な思考・表現										
	観察・実験の技能										
	自然事象についての知識・理解										
美術											
	音楽への関心・意欲・態度										
	音楽表現の創意工夫										
	音楽表現の技能										
保健体育	鑑賞の能力						特別活動の記録				
	美術への関心・意欲・態度										
	発想や構想の能力										
外国語	創造的な技能										
	鑑賞の能力										
	運動や健康・安全への関心・意欲・態度										
技術・家庭	運動や健康・安全についての思考・判断										
	運動の技能										
	運動や健康・安全についての知識・理解										
外国語	生活や技術への関心・意欲・態度										
	生活を工夫し創造する能力										
	生活の技能										
	生活や技術についての知識・理解										
外国語	コミュニケーションへの関心・意欲・態度										
	外国語表現の能力										
	外国語理解の能力										
	言語や文化についての知識・理解										
行 動 の 記 録											
項目	基本的な生活習慣	健康・体力の向上	自主・自律	責任感	創意工夫	思いやり・協力	生命尊重・自然愛護	勤労・奉仕	公正・公平	公共心・公德心	
評価											
この抄本の記載は、原本と相違ないことを証明する。											
年 月 日											
学 校 名											
校 長 氏 名											
印											

様式第28号（第30条関係）その4 特別支援学級用

(指導に関する記録)

生徒氏名	学校名	学年	1	2	3
		学級			
		整理番号			

各教科・特別活動・自立活動の記録			
学年 教科等	1	2	3
国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・外国語・作業・特別の教科 道徳			
特別活動			
自立活動			

生徒氏名	
------	--

総合的な学習の時間の記録						
第1学年		第2学年			第3学年	
行 動 の 記 録						
第1学年		第2学年			第3学年	
総合所見及び指導上参考となる諸事項						
第1学年		第2学年			第3学年	
出 欠 の 記 録						
区分 学年	授業日数	出席停止・忌 引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1						
2						
3						

様式第28号（第30号関係）その5 特別支援学級用

中学校生徒指導要録抄本

学 校 名 及 び 所 在 地	
-----------------------	--

学 籍 の 記 録					
生 徒	フリガナ 氏 名		性別	生年 月 日	年 月 日生
	現 住 所				
卒 業	年 月 日				

学 習 の 記 録 (第3学年)					
教 科 等	国語		体 育 健		
	社会		外 国 語		
	数学		作 業		
	理科		道 教 特 徳 科 別 の		
	音楽		活 特 動 別		
	美術		活 自 動 立		
総合的 な学習 の時間					
行 動 の 記 録					
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項					

この抄本の記載は、原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

学 校 名

校 長 氏 名

印

様式第29号その2及びその3を次のように改める。

様式第29号（第33条関係）その2

幼稚園幼児指導要録（指導に関する記録）

フリガナ		年度			年度	年度
氏名		(学年の重点)			(学年の重点)	(学年の重点)
	年 月 日生					
性別		(個人の重点)			(個人の重点)	(個人の重点)
ねらい (発達を捉える視点)						
健康	健	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。				
	康	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。				
人間関係	人	幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。				
	間	身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。				
環境	環	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。				
	境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。				
言葉	言	身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。				
	葉	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。				
表現	表	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。				
	現	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。				
出欠状況	年度	年度	年度	年度	備考	
	教育日数					
	出席日数					

様式第29号（第33条関係）その3

幼稚園幼児指導要録（最終学年の指導に関する記録）

フリガナ		指導の重点等	年度		幼稚園の終わりにまで育てほしい姿
氏名	年 月 日生		(学年の重点)		
性別		(個人の重点)			
ねらい (発達を捉える視点)					
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。	指導上の参事項	年度	備考	<p>「幼稚園の終わりにまで育てほしい姿」は、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。「幼稚園の終わりにまで育てほしい姿」は、とりわけ幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特성에応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意すること。</p>
	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。				
	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。				
人間関係	幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。	指導上の参事項	年度	備考	
	身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感を持つ。				
	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。				
環境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。	指導上の参事項	年度	備考	
	身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。				
言葉	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。	指導上の参事項	年度	備考	
	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。				
	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。				
表現	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。	指導上の参事項	年度	備考	
	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。				
	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。				
出欠状況		指導上の参事項	年度	備考	
	教育日数				
	出席日数				
健康な心と体					幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
自立心					身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
協同性					友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
道徳性・規範意識の芽生え					友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、決まりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、決まりをつくったり、守ったりするようになる。
社会生活との関わり					家族を大切にしようとする気持ちを持つとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気づき、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみを持つようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになる。また、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
思考力の芽生え					身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
自然との関わり・生命尊重					自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探求心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まる。また、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚					遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚を持つようになる。
言葉による伝え合い					先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
豊かな感性と表現					心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲を持つようになる。

様式第29号その3の次に次の様式を加える。



様式第29号（第33条関係）その4

幼稚園幼児指導要録 抄本

学籍に関する記録				最終学年の指導に関する記録		
幼稚園名 及び所在地				ねらい (発達を捉える視点)		指導上参考となる 事項
園長氏名印		印		健 康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。	
					自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。	
幼 児	フリガナ 氏名	性 別		人 間 関 係	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。	
		年 月 日生			幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。	
現住所			身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感を持つ。			
保 護 者	フリガナ 氏名			環 境	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。	
	現住所				身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。	
入園年月日	年 月 日			言 葉	身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。	
修了年月日	年 月 日				身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。	
出欠の状況	教育日数	日	備 考		自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。	
	出席日数	日		人 間 関 係	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。	
				日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。		
				表 現	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。	
					感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。	
					生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。	
				この抄本の記載は、原本と相違ないことを証明する。		
				年 月 日		
				小田原市立 幼稚園長		印

## 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第5条及び様式第27号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案 11 号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

片浦小学校の通学区域外に住所を有する就学予定者を当該小学校へ就学を認める場合の手続きを整備するほか、学習指導要領の改訂及び幼稚園教育要領の改正に伴い所要の措置を講ずるため改正する。

[内容]

- 1 片浦小学校への入学期日等の通知及び学校の指定手続きの整備（第 5 条関係）  
小学校及び中学校の通学区域に基づき行うものとしている入学期日等の通知及び学校の指定について、教育委員会が別に定めるところにより、片浦小学校の通学区域外に住所を有する就学予定者を当該小学校へ就学を認めたときは適用しないこととする。
- 2 中学校指導要録等の様式の変更（第 30 条関係）  
中学校指導要録及び抄本に、特別の教科道徳の記載欄を設けることとする。
- 3 幼稚園教育要録等の様式の変更（第 33 条関係）  
幼稚園教育要録及び抄本に最終学年の様式を加えることとする。
- 4 その他  
規定を整備することとする。

[適用]

- 1 中学校指導要録等の様式の変更及び幼稚園教育要録等の変更  
平成 31 年 4 月 1 日
- 2 上記以外  
公布の日

○学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）（抄）

改正後	改正前
<p>(入学期日等の通知及び学校の指定)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 前項の指定は、教育委員会が別に定める市立の小学校及び中学校の通学区域に基づき行うものとする。<u>ただし、教育委員会が、別に定めるところにより、片浦小学校の通学区域外に住所を有する就学予定者について当該小学校への就学を認めたときは、この限りでない。</u></p>	<p>(入学期日等の通知及び学校の指定)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 前項の指定は、教育委員会が別に定める市立の小学校及び中学校の通学区域に基づき行うものとする。</p> <p><u>3 前項の規定は、保護者から片浦小学校に就学させようとする旨の申出があった場合には、適用しない。</u></p>

議案第 12 号

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則  
について

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につ  
いて、議決を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「道徳、」を「道徳科、」に改める。

第10条第1項中「、道徳」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案 12号 小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

学習指導要領の一部改訂により、中学校道徳が特別の教科となることに伴い所要の整備を行うため改正する。

[内容]

1 教育課程の編成（第6条関係）

中学校において、平成31年度から「道徳」が「特別の教科 道徳」となることに伴い所要の整備を行うこととする。

2 教材の承認（第10条関係）

中学校道徳が、平成31年度から教科書の発行されている教科となることに伴い所要の整備を行うこととする。

[適用]

平成31年4月1日

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新旧対照条文

○小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年小田原市教育委員会規則第1号）（抄）

改正後	改正前
<p>(教育課程の編成)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 各教科等（小学校にあつては各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動をいい、中学校にあつては各教科、<u>道徳科</u>、総合的な学習の時間及び特別活動をいう。）の学年別授業時数</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(教育課程の編成)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 各教科等（小学校にあつては各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動をいい、中学校にあつては各教科、<u>道徳</u>、総合的な学習の時間及び特別活動をいう。）の学年別授業時数</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(教材の承認)</p> <p><b>第10条</b> 校長は、教科書の発行されていない教科及び特別活動の主たる教材として使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）については、教育委員会の承認を求めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(教材の承認)</p> <p><b>第10条</b> 校長は、教科書の発行されていない教科、<u>道徳</u>及び特別活動の主たる教材として使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）については、教育委員会の承認を求めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>



議案第 13 号

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

## 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成27年小田原市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の5」を「第47条の6第1項」に改め、「の設置等」を削り、「関し」の次に「、法に定めるもののほか、」を加える。

第2条から第4条までを次のように改める。

（設置）

**第2条** 小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、別表の左欄に掲げる学校に同表の右欄に掲げる協議会を置く。

（学校長の意見の聴取）

**第3条** 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会を設置しようとする学校の校長の意見を聴くものとする。

（学校の運営に関する基本的な方針に定める事項等）

**第4条** 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、学校経営計画に関する事項その他教育委員会が必要と認める事項とする。

2 協議会は、当該協議会を設置した学校（以下「設置学校」という。）の運営に関する事項について点検及び評価を行うものとする。

3 設置学校の校長は、法第47条の6第4項の承認を得た同項に規定する基本的な方針並びに前項の点検及び評価に基づき、学校運営を行うものとする。

第5条第1項各号列記以外の部分中「指定学校」を「設置学校」に、「とし、次に掲げる者について教育委員会が任命する」を「とする」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「1年以内」を「任命の日から同日の属する年度の末日まで」に改め、同条第5項を削り、第6項を第5項とする。

第6条第1項及び第3項中「前条第1項第3号に掲げる委員以外の委員のうちから」を削る。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

第10条を削り、第11条を第9条とする。

第12条中「指定学校」を「設置学校」に改め、同条を第10条とし、第13条を第11条とする。

附則の次に次の別表を加える。

## 別表（第2条関係）

学校名	協議会の名称
小田原市立三の丸小学校	三の丸小学校学校運営協議会
小田原市立新玉小学校	新玉小学校学校運営協議会
小田原市立早川小学校	早川小学校学校運営協議会
小田原市立山王小学校	山王小学校学校運営協議会
小田原市立久野小学校	久野小学校学校運営協議会
小田原市立町田小学校	町田小学校学校運営協議会
小田原市立国府津小学校	国府津小学校学校運営協議会
小田原市立酒匂小学校	酒匂小学校学校運営協議会
小田原市立片浦小学校	片浦小学校学校運営協議会
小田原市立曾我小学校	曾我小学校学校運営協議会
小田原市立東富水小学校	東富水小学校学校運営協議会
小田原市立前羽小学校	前羽小学校学校運営協議会
小田原市立下中小学校	下中小学校学校運営協議会
小田原市立矢作小学校	矢作小学校学校運営協議会
小田原市立報徳小学校	報徳小学校学校運営協議会
小田原市立豊川小学校	豊川小学校学校運営協議会
小田原市立富士見小学校	富士見小学校学校運営協議会

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する学校運営協議会は、改正後の小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条の規定により設置された学校運営協議会とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に在職する学校運営協議会の委員（以下「委員」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6第2項の規定により任命された委員とみなす。

(小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

4 小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第17号中「を設置する学校の指定及び学校運営協議会の」を「の設置、」に改め、「任免」の次に「及び適正な運営を確保するために必要な措置」を加える。

## 議案第13号 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

## [改正理由]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置について教育委員会の努力義務が課せられたこと等に伴い、当該学校運営協議会の設置に関し必要な事項を定める等のため改正する。

## [内容]

## 1 協議会の設置

- (1) 教育委員会は、別表に掲げる学校に協議会を置くこととする。（第2条関係）
- (2) 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ校長の意見を聴くものとする。（第3条関係）

## 別表（第2条関係）

学校名	協議会の名称
小田原市立三の丸小学校	三の丸小学校学校運営協議会
小田原市立新玉小学校	新玉小学校学校運営協議会
小田原市立早川小学校	早川小学校学校運営協議会
小田原市立山王小学校	山王小学校学校運営協議会
小田原市立久野小学校	久野小学校学校運営協議会
小田原市立町田小学校	町田小学校学校運営協議会
小田原市立国府津小学校	国府津小学校学校運営協議会
小田原市立酒匂小学校	酒匂小学校学校運営協議会
小田原市立片浦小学校	片浦小学校学校運営協議会
小田原市立曾我小学校	曾我小学校学校運営協議会
小田原市立東富水小学校	東富水小学校学校運営協議会
小田原市立前羽小学校	前羽小学校学校運営協議会
小田原市立下中小学校	下中小学校学校運営協議会

小田原市立矢作小学校	矢作小学校学校運営協議会
小田原市立報徳小学校	報徳小学校学校運営協議会
小田原市立豊川小学校	豊川小学校学校運営協議会
小田原市立富士見小学校	富士見小学校学校運営協議会

## 2 協議会の所掌事項等

協議会が承認する学校の基本方針に、学校経営計画を記載することとするほか、協議会は、学校の運営に関する事項について点検・評価を行うこととする。

## 3 小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正（附則第4項関係）

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととする。

## 4 その他

規定を整備することとする。

[適用]

公布の日

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 新旧  
対照条文

○小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成27年小田原市教育委員会規則第14号）  
（本則関係）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の6第1項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）</u>に関し、<u>法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(設置)</p> <p><b>第2条</b> <u>小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、別表の左欄に掲げる学校に同表の右欄に掲げる協議会を置く。</u></p> <p>(学校長の意見の聴取)</p> <p><b>第3条</b> <u>教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会を設置しようとする学校の校長の意見を聴くものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）</u>の<u>設置等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p><b>第2条</b> <u>小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定による指定（以下「指定」という。）をした学校（小田原市立学校条例（昭和39年小田原市条例第13号）第2条の規定により設置された小学校及び中学校をいう。以下同じ。）に協議会を置く。</u></p> <p>(学校の指定等)</p> <p><b>第3条</b> <u>指定を受けようとする学校の校長は、教育委員会に申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、前項の規定による申請を行った学校が次に掲げる目的を達成できると認めるときは、指定をすることができる。</u></p>

(1) 当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）並びに当該学校の通学区域（学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）第5条第2項に規定する通学区域をいう。）及びその周辺に住所を有する者（以下「地域住民」という。）の学校運営への参画を促進し、信頼される学校づくりに取り組むこと。

(2) 保護者及び地域住民（以下「保護者等」という。）と学校とが一体となって、学校運営の改善及び児童又は生徒の健全育成に取り組むこと。

3 教育委員会は、指定をしようとするときは、あらかじめ当該指定をしようとする学校の保護者等の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 指定の期間は、3年以内とする。ただし、再指定をすることができる。

5 教育委員会は、指定をしたときは、速やかにその旨を告示するものとする。

（学校の運営に関する基本的な方針に定める事項等）

**第4条** 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、学校経営計画に関する事項その他教育委員会が必要と認める事項とする。

（所掌事務等）

**第4条** 協議会は、次に掲げる事務を行うこととする。

(1) 指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長が当該指定学校の運営に関して作成した次に掲げる事項についての基本的な方針（次項において「基本方針」という。）の承認に関すること。

ア 教育課程の編成に関する事項



2 協議会は、当該協議会を設置した学校（以下「設置学校」という。）の運営に関する事項について点検及び評価を行うものとする。

3 設置学校の校長は、法第47条の6第4項の承認を得た同項に規定する基本的な方針並びに前項の点検及び評価に基づき、学校運営を行うものとする。

(委員)

**第5条** 協議会の委員（以下「委員」という。）は、設置学校ごとに15人以内とする。

2 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3・4 (略)

5 (略)

(会長)

イ 学校経営計画に関する事項

ウ ア及びイに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(2) 指定学校の運営に関する事項に係る点検及び評価に関すること。

2 指定学校の校長は、前項第1号の承認を受けた基本方針に基づき、学校運営を行うものとする。

(委員)

**第5条** 協議会の委員（以下「委員」という。）は、指定学校ごとに15人以内とし、次に掲げる者について教育委員会が任命する。

(1) 指定学校の保護者

(2) 指定学校の地域住民

(3) 指定学校の校長

(4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3・4 (略)

5 第2項の規定にかかわらず、委員は、指定学校の指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、その身分を失う。

6 (略)

(会長)

**第6条** 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 (略)

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(指導及び助言)

**第8条** (略)

**第6条** 協議会に会長を置き、前条第1項第3号に掲げる委員以外の委員のうちから委員の互選により定める。

2 (略)

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、前条第1項第3号に掲げる委員以外の委員のうちから会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営に関する情報提供等)

**第8条** 協議会は、保護者等の意見、要望等を把握し、その運営に反映させるよう努めるものとする。

2 協議会は、保護者等に対し、その活動状況に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(指導及び助言)

**第9条** (略)

(学校の指定の取消し)

**第10条** 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対し、指定の取消しを要請することができる。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定学校の指定を取り消さなければならない。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営が著しく適性を欠くことにより、当該指

定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

3 教育委員会は、指定学校の指定を取り消すときは、その旨を当該指定学校の校長に通知するものとする。

4 第3条第5項の規定は、第2項の規定による指定の取消しについて準用する。

(秘密の保持)

第11条 (略)

(庶務)

第12条 協議会の事務は、指定学校において処理する。

(委任)

第13条 (略)

(秘密の保持)

第9条 (略)

(庶務)

第10条 協議会の事務は、設置学校において処理する。

(委任)

第11条 (略)

別表 (第2条関係)

<u>学校名</u>	<u>協議会の名称</u>
<u>小田原市立三の丸小学校</u>	<u>三の丸小学校学校運営協議会</u>
<u>小田原市立新玉小学校</u>	<u>新玉小学校学校運営協議会</u>
<u>小田原市立早川小学校</u>	<u>早川小学校学校運営協議会</u>
<u>小田原市立山王小学校</u>	<u>山王小学校学校運営協議会</u>
<u>小田原市立久野小学校</u>	<u>久野小学校学校運営協議会</u>

<u>小田原市立町田小学校</u>	<u>町田小学校学校運営協議会</u>
<u>小田原市立国府津小学校</u>	<u>国府津小学校学校運営協議会</u>
<u>小田原市立酒匂小学校</u>	<u>酒匂小学校学校運営協議会</u>
<u>小田原市立片浦小学校</u>	<u>片浦小学校学校運営協議会</u>
<u>小田原市立曾我小学校</u>	<u>曾我小学校学校運営協議会</u>
<u>小田原市立東富水小学校</u>	<u>東富水小学校学校運営協議会</u>
<u>小田原市立前羽小学校</u>	<u>前羽小学校学校運営協議会</u>
<u>小田原市立下中小学校</u>	<u>下中小学校学校運営協議会</u>
<u>小田原市立矢作小学校</u>	<u>矢作小学校学校運営協議会</u>
<u>小田原市立報徳小学校</u>	<u>報徳小学校学校運営協議会</u>
<u>小田原市立豊川小学校</u>	<u>豊川小学校学校運営協議会</u>
<u>小田原市立富士見小学校</u>	<u>富士見小学校学校運営協議会</u>

○小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）

（抄）（附則第4項関係）

改正後	改正前
<p>（委任）</p> <p><b>第2条</b> 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) <u>学校運営協議会の設置、委員の任免及び適正な運営を確保するために必要な措置</u>に関すること。</p> <p>(18)～(25) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（委任）</p> <p><b>第2条</b> 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) <u>学校運営協議会を設置する学校の指定及び学校運営協議会の委員の任免に関する</u>こと。</p> <p>(18)～(25) (略)</p> <p>2 (略)</p>

## 「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」について

## 1 「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方（骨子案）」に基づき総合教育会議で出された主な意見

5－（1）公立施設が果たす役割
① 就学前教育・保育の一体的な実践に基づく研究機能としての役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで培ってきた知見もちろん大切であるが、これから先の社会のあり方を見通した先見性をもった教育・保育に取り組んでいくことも大切ではないか。</li> <li>・ 教育・保育の質の確保のために共通カリキュラムが大切となる。</li> <li>・ 地域の大学とも連携していけると良い</li> <li>・ 研究のうえでは、幼稚園・保育所だけではなく、育児サークルなどの成功事例を集め検証などもできると良い。</li> <li>・ 「子どもの豊かで健やかな育ちを支える」という研究の目的を大切に考えること。</li> <li>・ 保育現場での気づきを課題として捉えていくことや意見をフィードバックしていくことが大切。</li> <li>・ 認定こども園の良さやどんなことを大切にしていくのかを保護者にも情報発信していくこと。</li> <li>・ ②から④は研究に立脚するものなので、研究に取り組むうえでは、視点を明らかにし、構造的に研究していくことが大切である。</li> </ul>
② インクルーシブな環境づくりに対する役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インクルーシブな環境づくりということについて、保護者の価値観・意識をまず形成し、保護者や子どもにも広げていきたい。大人の壁を取り払いたい。</li> <li>・ 園と保護者がしっかりと話し合える環境を大切にする。</li> <li>・ 多様性という考え方が大切である。</li> <li>・ 知識があるだけでなく、実際の行動に移せるかが大切なこと。</li> <li>・ 専門スタッフの充実も欠かすことができない。</li> <li>・ 民間との相互連携が大切である。</li> <li>・ 「オール小田原」という考えで市の他の施策や事業などと体系的な整理をし、より一層踏み込んだ取組を期待したい。</li> </ul>
③ 幼保小の連携、地域との連携推進におけるハブ的な役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の子育ての中でインクルーシブの働きかけができると良い。</li> <li>・ 体験を通して、様々な力の「基礎」となる部分を育てていくことが大切。</li> <li>・ 「肯定する」ことが子どもの育ちには大切なこと。</li> <li>・ 連携することで何を目指すか整理して取り組んでいくことが必要ではないか。</li> </ul>
④ 地域の子育て支援の拠点としての役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待事件が後を絶たない。保護者の成長を支え、虐待のない社会をつくる必要があるとされている。虐待予防の視点から、専門職が遊びの中で子供を観察できる体制づくりなどを取り入れられると良い。</li> <li>・ コミュニティ機能を充実させ、世代をつないでいく地域の居場所づくりの役割を持たせる。</li> <li>・ 保護者自身を肯定しながら、幼児教育への理解はもちろんであるが、子どもの育ちへの理解を促すことが大切である。</li> <li>・ 健康教育の観点からの取組も入ると良い。</li> </ul>
5－（2）公立施設運営における今後の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の公立の姿をどう考えるかが大切</li> <li>・ 認定こども園を考えるうえで、指導者側の共通理解やそれに向けた研修も不可欠である。</li> </ul>

## 2 今後の予定

平成31年3月

教育委員会定例会において「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」のうち、公立幼稚園に係る方針等について議決

平成30年度末

「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」策定

平成31年4月以降

- ・ 私立幼稚園、民間保育所と「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を基に、市全体の就学前教育・保育についての意見交換を実施
- ・ 「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を踏まえた施設の方向性について検討を開始するとともに、「小田原市子ども・子育て支援事業計画（改定）」（平成32年3月末策定予定）に反映

# 平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の小田原市の結果について

## 1 調査の目的

- (1) 子どもの体力・運動能力等の状況に鑑み、国が全国的な子どもの体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 各教育委員会、各国公立学校が全国的な状況との関係において自らの子どもの体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- (3) 各国公立学校が各児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てる。

## 2 調査対象：小学校第5学年、中学校第2学年

## 3 調査事項および内容

- (1) 実技調査・・・新体力テスト（8種目）
  - ①握力 ②上体起こし ③長座体前屈 ④反復横とび ⑤20mシャトルラン（または持久走：中学校）
  - ⑥50m走 ⑦立ち幅とび ⑧ボール投げ（小学校：ソフトボール、中学校：ハンドボール）
- (2) 児童生徒に対する質問紙調査・・・運動習慣・生活習慣等に関する項目
- (3) 学校に対する質問紙調査・・・子供の体力向上に係る取組等に関する項目

## 4 調査実施日

- (1) 実技調査・・・平成30年4月～7月
- (2) 質問紙調査（児童生徒用、学校用）・・・平成30年7月

## 5 実技調査の結果

### (1) 体力合計点（平均）の経年比較

	小学校第5学年						中学校第2学年					
	男子			女子			男子			女子		
	市	県	全国	市	県	全国	市	県	全国	市	県	全国
H30	54.47	53.68	54.21	55.96	54.61	55.90	41.72	40.82	42.32	49.99	48.23	50.61
H29	53.90	53.41	54.16	54.50	54.34	55.72	41.59	40.62	42.11	48.13	47.82	49.97
H28	54.58	52.92	53.92	55.65	53.69	55.54	41.56	40.14	42.13	47.61	46.89	49.56
H27	51.94	52.44	53.80	53.56	52.61	55.18	40.85	40.33	41.89	46.42	46.55	49.08

※体力合計点：8種目の体力テスト成績を1点から10点に得点化して総和した合計点



(2) 判定分布の経年比較（男女平均値）

小学校 第5学年	A (65～80)	B (58～64)	C (50～57)	D (42～49)	E (41以下)
H30	14.0%	27.7%	34.1%	17.9%	6.3%
H29	11.5%	27.0%	32.2%	21.2%	8.0%
H28	14.8%	26.7%	34.0%	17.4%	7.1%
H27	6.8%	23.7%	38.4%	25.5%	9.3%

中学校 第2学年	A (57～80)	B (47～56)	C (37～46)	D (27～36)	E (41以下)
H30	19.4%	29.5%	30.3%	16.0%	4.8%
H29	18.1%	25.6%	31.7%	19.6%	5.2%
H28	15.2%	26.8%	34.8%	18.0%	5.3%
H27	13.2%	28.7%	31.8%	20.8%	6.3%

※判定基準：8種目の体力テスト成績を1点から10点に得点化して総和した合計点を、括弧（ ）の基準によりAからEの5段階で判定する。

本市の児童生徒の体力の状況は、おおむね上昇傾向であると判断できます。

昨年度（平成29年度）より、体力合計点（平均）では小学校男子で約0.5ポイント、女子で約1.5ポイントの上昇、中学校男子で約0.2ポイント、女子では約1.9ポイントの上昇がありました。

このことは、運動を得意とする児童生徒（A・B判定）の割合が増加したことも要因の一つですが、本市がこれまで課題としてきた運動を苦手とする児童生徒（D・E判定）の割合が減少したことも大きな要因であると考えています。

本市内各校では、「運動が苦手」と感じる児童生徒の運動・スポーツへの志向が低下し、いわゆる「運動離れ」につながらないように、「できる」「できない」だけではない運動・スポーツの楽しみ方を子どもたちに感じてもらうことの大切さ、また「運動が苦手」や「意欲が低い」児童にも配慮した指導の在り方について、様々な工夫をしている様子が見られました。

(3) 種目ごとの平均値 \* T得点：全国平均値を50点とした時の相対的な得点を示すもの

小学校5年生	男子				女子			
	小田原市	神奈川県	全国	T得点	小田原市	神奈川県	全国	T得点
握力 (kg)	16.89	16.97	16.54	50.9	16.47	16.43	16.15	50.8
上体起こし (回)	20.46	19.90	19.95	50.9	19.32	18.65	18.96	50.7
長座体前屈 (cm)	36.45	34.75	33.31	53.8	39.56	38.76	37.62	52.3
反復横とび (点)	41.28	40.04	42.10	49.0	39.31	37.92	40.32	48.6
20mシャトルラン (回)	50.67	48.37	52.15	49.3	40.22	37.00	41.88	49.0
50m走 (秒)	9.44	9.34	9.37	49.3	9.66	9.62	9.60	49.4
立ち幅とび (cm)	148.76	149.75	152.24	48.4	143.11	142.71	145.94	48.6
ソフトボール投げ (m)	21.23	21.44	22.15	48.9	13.79	13.25	13.77	50.0

昨年度（平成29年度）より、記録が向上した種目が男子は3種目、女子は7種目ありました。昨年度より記録が低下した種目においても、著しく記録が低下しているということではなく、昨年度に近い記録であり、全体としては大幅な記録の向上となりました。

県の平均値との比較では、男子で4種目、女子では7種目で上回っています。また、全国の平均値との比較でも、男女ともに3種目で上回る結果でした。

昨年から引き続き、「反復横跳び」「立ち幅とび」など「瞬発力」「筋力」が課題となっています。足腰の力強さを身に付けるとともに、瞬間的にタイミングよくその力を発揮できるような動きを数多く経験していくことが必要です。

中学校2年生	男子				女子			
	小田原市	神奈川県	全国	T得点	小田原市	神奈川県	全国	T得点
握力 (kg)	27.73	28.37	28.84	48.5	22.57	23.63	23.87	47.2
上体起こし (回)	26.48	26.50	27.36	48.6	23.40	22.63	23.87	49.2
長座体前屈 (cm)	43.31	42.55	43.44	49.9	45.73	44.77	46.22	49.5
反復横とび (点)	51.47	50.32	52.24	49.0	46.58	45.45	47.37	48.8
持久走 (秒)	397.26	397.45	392.65	49.3	295.65	293.90	286.85	48.0
20mシャトルラン (回)	83.79	85.21	86.06	49.1	59.23	57.34	59.87	49.7
50m走 (秒)	7.88	7.98	7.99	51.3	8.68	8.78	8.78	51.2
立ち幅とび (cm)	194.30	191.57	195.62	49.5	166.50	164.59	170.26	48.5
ソフトボール投げ (m)	20.71	19.98	20.55	50.3	13.26	12.51	12.98	50.7

昨年度（平成29年度）より、記録が向上した種目が男子は3種目、女子は7種目あり、昨年度の総合判定を上回る結果となりました。県の平均値との比較では、男子で6種目、女子で7種目上回りました。（持久走を含む9種目中）

昨年度の分析から、特に課題とされていた「20mシャトルラン」「立ち幅とび」など「全身持久力」や「瞬発力」において、記録の向上が見られました。全身持久力の向上には反復や積み重ねが必要であり、日常的な運動習慣がより高まった成果として捉えることができます。

小学校5年生で全国平均を上回る傾向を示した「握力」「上体起こし」「長座体前屈」が中学校2年生では全国平均を下回る結果となっていますが、「筋力」や「柔軟性」など体格や生活習慣等との関連が深い種目が課題となっています。

## 6 質問紙調査の結果

### (1) 児童生徒質問紙調査の結果から

小学校第5学年	回答	男子		女子	
		小田原市	全国	小田原市	全国
運動が好き	好き・やや好き	91.7	93.0	86.2	86.4
体力に自信がある	ある・ややある	65.4	65.2	50.1	51.4
体育の授業は楽しい	楽しい・やや楽しい	95.2	94.6	92.4	90.7
体育授業の目標が示されている	示されている・時々示されている	94.1	83.1	93.5	83.9
体育授業で友達同士やチームで話し合う活動を行っている	行っている・時々行っている	92.4	86.8	94.1	86.7
授業で学んだことを振り返る活動を行っている	行っている・時々行っている	90.0	67.5	91.1	68.1
平日、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見る時間	3時間以上	47.2 H29(39.9)	38.1 (32.9)	37.0 (30.4)	29.1 (25.2)

男女とも、「体力に自信がある」と回答した児童の割合はあまり高くありませんが、「体育の授業を楽しんでいる」と回答した児童の割合は最も高くなっており、体育授業の充実が図られていることを示しています。

特に、「目標が示されているか」「話し合う活動を行う」「友達と協力して課題を解決する」「本時で学んだことを振り返る」等の体育学習に関する質問は、全国平均を大きく上回る数値を示しており、児童が意欲的に体育学習に取り組んでいることが伺えます。

一方で、テレビやDVDゲーム機やスマートフォン等の画面を長時間視聴している児童の割合が平成29年度をさらに上回る結果となり、帰宅後も運動・スポーツを志向する児童を育てることが必要であると考えます。

中学校第2学年	回答	男子		女子	
		小田原市	全国	小田原市	全国
運動が好き	好き・やや好き	90.2	88.8	78.3	78.9
体力に自信がある	ある・ややある	54.2	52.3	32.5	36.2
保健体育の授業は楽しい	楽しい・やや楽しい	91.2	89.3	86.0	84.4
保健体育授業の目標が示されている	示されている・時々示されている	97.3	89.9	96.5	89.5
保健体育授業で話し合う活動を行っている	行っている・時々行っている	92.8	88.4	95.3	92.3
保健体育授業で自分に適した場や練習を選んで活動を行っている	行っている・時々行っている	77.9	66.8	70.2	65.6
授業で学んだことを振り返る活動を行っている	行っている・時々行っている	87.2	74.7	87.5	77.2
平日、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見る時間	3時間以上	45.6 H29(42.6)	36.5 (32.4)	49.1 (41.2)	35.2 (32.4)

運動・スポーツへの志向については小学校と同様の傾向を示していますが、近年問題となっている「体力の二極化」が女子の「体力に自信がある」の質問項目に対する回答としても数値として表れています。

しかし、「保健体育の授業は楽しい」と感じている生徒の割合は高く、指導の充実が図られていることを示しています。特に、「目標が示されているか」「話し合う活動を行う」「自分で適した場や練習を選んで活動を行う」「本時で学んだことを振り返る」等の質問では高い数値を示しており、生徒が主体的に体育学習に取り組んでいることが伺えます。

体育学習については小中学校で共通する傾向にあり、小田原市の学校体育の取組の特長であることから、今後も一層の充実に向けていきます。また、テレビやDVD、ゲーム機やスマートフォン等の画面の視聴については中学校でも高い数値となっており、市全体の喫緊の課題であると捉えています。

(2) 学校質問紙調査の結果から

小学校・中学校	回答	小学校		中学校	
		小田原市	全国	小田原市	全国
体育/保健体育授業で、努力を要する児童・生徒に対する取組					
授業中に児童生徒に合った場やルールの工夫をしている	している	92.0	80.5	90.9	71.2
友達同士で教え合いを促している	している	88.0	85.7	100.0	80.8
体育/保健体育授業以外で、体力向上の活動を行う上での取組					
児童/生徒による自主的な準備・計画を取り入れた	している	63.2	31.5	33.3	36.4
学校全体で児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組を行った（H29実績）	行った	73.7	55.7	63.6	47.7

体力・運動能力との相関がみられることから、体育学習の充実が児童生徒の体力・運動能力向上の大きな鍵となると考えています。

本市の小中学校では、「見通しを持つ」「友達とチームで協力して、課題の解決に向けて取り組む」「授業の振り返りをして、次の授業の目標を持つ」といった児童生徒が主体的に取り組む体育学習のスタイルが定着し、体力・運動能力の向上につながる成果をあげていると捉えています。

今後は、児童生徒一人一人が自らの健康や体力について考える機会を増やしたり、学校全体で展開している体力・運動能力の向上を目指した取組をさらに充実させたりなど、生涯にわたって豊かなスポーツライフを楽しめる能力を育ていけるよう取組の充実を図っていきたいと考えています。

## 7 今後の主な取組

- 各学校においては、「新体力テスト」等により、児童生徒の体力・運動能力の現状を把握し、その結果を体育・スポーツ活動等の指導に生かしていきます。
- 体育/保健体育の学習において、児童生徒の主体性を高める工夫に努めるとともに、運動・スポーツが苦手と感じている児童生徒への指導・支援について工夫・改善していきます。
- 市教育委員会においては、体力・運動能力向上指導員や著名なアスリートを小中学校へ派遣するなどして、児童生徒の体力・運動能力や運動に関する意欲を高める取組を推進します。
- 児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて、適切な情報提供に努めます。

平成30年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について  
(平成31年2月教育委員会定例会報告分)

資料3

※意見は、各委員の意見の要旨を事務局で集約・編集したもの。

※進捗状況は、「完了」「着手中」「未着手」「検討中」「対応予定なし」から選択。

- 完了→指摘が完了した時、理由等欄に記載した理由等により、当面、現状の取組以上の対応を想定していない場合などに選択。
- 着手中→指摘に着手中の時などに選択。
- 未着手→各種事情や中長期的に取り組むべき等との認識から、現在未着手である場合などに選択。
- 検討中→指摘に対し取り組むか取り組まないか検討中の時や、着手中とするほど進捗していないが未着手でも対応予定なしでもない場合に選択。
- 対応予定なし→指摘に対応しないと決定した時などに選択。

※理由記載欄の下線箇所は、点検・評価者の指摘を受けたことにより取組が始まったもの。

※網掛けされた欄は、前回の報告から更新や修正をした箇所。

H31.1月末時点

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
学力向上支援事業	1	少人数指導やチームティーチング実施校（学級）の場合と未実施校（学級）の場合の成果を比較し、少人数指導スタッフの在り方や職員配置への配慮・検討に取り組んでいただきたい。	完了	学校規模や子供たちの実態が違う中、配置の有無による学力の成果を測ることは困難である。少人数指導スタッフの配置については、県加配を勘案し、配置基準を見直しながら、効果的な配置を検討した結果、平成31年度も同じ配置基準で、事業を継続することとした。
	2	非常勤講師が教員と同じ専門性の高い情報を共有していただきたい。	完了	配置している市費非常勤講師のほとんどが、過去に正規教員または県費非常勤講師の経験者であり、教科指導経験が豊富である。各学校の授業研究会に参加し、教科の指導法研修に参加できるよう対応しており、専門性の高い情報も共有できている。
	3	事業の評価や成果を、保護者アンケート、授業アンケート等で結果を示すべき。	対応予定なし	保護者が事業の成果を実感したり、事業を評価したりすることは困難であり、負担をかけてしまうため、現時点では取り組む予定はない。
	4	免許教科外教科教員、教科指導充実非常勤講師の必要性は、中学校の教諭の層が薄くなっているのではないか。	着手中	教員の配置については、教職員定数法に基づくものであり、生徒数が減少し、学級数が減ると配置される教職員の定数も減少し、教職員の層が薄くなっているため、今後も非常勤講師の適正な配置を進めていきたい。また、県教育委員会に対して、県費負担教職員の適正な配置について要望していく。
推進書活動	5	学校司書の配置が生徒の学力成果に繋がったことを具体的な数字で記録し、今後の配置につなげるべきではないか。	対応予定なし	学校司書の配置と学力の成果をクロス集計することは不可能である。
	6	学校司書の活動を可視化し、必要性をアピールしてほしい。	完了	「日報」だけでなく、各学校司書が工夫をして、図書館だよりを出すなど、学校司書の活動を可視化する取り組みは進んでいる。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
	7	学校司書と教員とが連携し、双方の業務の充実や効率化を図れるのではないかと。	完了	直接雇用したことにより、学校司書と教員の連携は深まっている。このことにより、子供への読書相談や学習支援が充実している。
	8	学校司書と教員との有機的な連携を図るための研修の予算化を望む。	完了	講師を招聘して、学校司書と教員が共に対象となる研修会を開催しており、有機的連携が図られている。
	9	学校図書館と市立図書館との連携協力体制の整備を望む。 (蔵書の貸し借りのシステム化も含む)	未着手	図書の貸し借りのためのシステムを導入するためには、相当な費用を要するため、今後研究していきたい。
	10	学校司書の研修会に、学校教員や図書ボランティア等の参加も可能とするなど検討されたい。	着手中	学校教員は参加対象としているが、 <u>図書ボランティア等の参加について、今後検討していきたい。</u>
	11	図書館運営に児童生徒も参加できるようにすることも重要。	完了	学校図書館の運営では、児童生徒会活動の一環として、児童生徒も参加している。
向 体 上 力 事 ・ 業 運 動 能 力	12	今後は中学生が小学生を指導するなど、児童生徒が講師役を担う人材育成・生涯教育の観点も加味し、事業の維持発展を望む。	完了	現在、小学校体育大会の陸上種目の練習において、一部の小学校を対象に中学生が小学生に指導する機会を設けるなど、小中学校の交流は進んでいる。各中学校区の交流として、こうした機会が増えている。
	13	派遣した学校としなかった学校との比較や、過去に派遣された学校でのノウハウの引継ぎがされているのか検証し、今後 <del>に</del> 生かしていくことが必要。	完了	体力・運動能力向上指導員の派遣は、平成32年度までの事業であり、教員がそのノウハウを生かして、今後の学校の取組としていくことができるよう対応しているところである。
	14	アスリートの派遣を早期に全小中学校でできるようにし、在学中に一度はトップアスリートと触れ合う機会を持つことを望む。	検討中	子供がスポーツや運動に関心を持つことや、将来の夢につながることは重要な事であり、アスリートの派遣から学ぶことはその効果が高いと考えているため、派遣する学校や対象となる児童生徒について検討していきたい。
情 報 教 育 の 推 進	15	メディアリテラシー、モラルリテラシー育成の観点から「情報教育研修会」を予算化し、恒常的に開催する必要がある。	検討中	今後、既存の児童生徒指導研修会の中で取り扱うよう検討してまいりたい。なお、メディアリテラシー、モラルリテラシーについては、教育課程上、社会科や技術科等の学習に、また、道徳科の教科書でも取り扱いがあり、それぞれの教科研究の中で、教職員の資質や指導力が高まっていくものと考えている。
	16	携帯・スマートフォン使用頻度の高さから小中学生がトラブルや危険にさらされている現状にあることを再認識し、市教育委員会として「メディアリテラシーに関する手引書」の作成に取り組む必要がある。	完了	携帯やスマートフォンのトラブルや危険に関して、文部科学省が、小中学生向け資料「スマホ時代のキミたちへ」を文部科学省が作成し、毎年全家庭に配布しており、本市でもその資料を活用し、SNS等のトラブルの未然防止の指導を行っている。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
	17	正しい情報の選択やSNSに潜む危険性等を子供たちに十分理解させることが重要で、学校としても保護者等と連携をとって進めていく必要がある。	完了	御指摘の内容については、各校では、携帯電話会社や警察から講師を招請し児童生徒対象の学習を実施している。また、中学校では新入学時説明会において保護者へ話をしている。青少年育成協議会と連携し、保護者や地域の方への啓発の場を設けている学校もある。今後もこうした取組の拡充を図っていく。
家庭学習の推進	18	「おだわらっ子ドリル」のねらいを、教員が蓄積してきた学習のつまづきの改善を共有するとともに、つまづきやすい問題等に関するアドバイスを入れ込むなどし、基礎的な勉強がわからない子供を減らす目的で、予算化し推進していただきたい。	着手中	現在、教育研究所プロジェクト研究（平成30年4月～平成32年3月）において、8名の研究員によって、小3～6年の国語と算数のドリルを作成途中であり、その中で <u>御意見を参考にしていきたい。</u>
	19	「おだわらっ子ドリル」の必要性や費用対効果、活用方法を十分に検討した上で、作成を継続するか市販のドリルの活用を選択すべき。	着手中	現在、教育研究所プロジェクト研究（平成30年4月～平成32年3月）で、小3～6年の国語と算数のドリルを作成途中であり、その中で <u>御意見を参考にしていきたい。</u>
	20	「家庭学習の手引き」を、①作成趣旨と活用方法を十分に理解してもらえ、②基礎学力の育成と発展的学習を分けて考え、家庭への対応も分けて行う、③基礎的な学習及び発展学習と自らの興味関心から探求する学習とを明確に区分する、といった視点で作成できないか。	未着手	「家庭学習の手引き」は、各小学校が実態に応じて工夫をしながら作成している。現時点で小田原市として手引きを作成する考えはない。指摘事項については、機会をとらえながら、指導していきたい。
教 育 立 推 進 事 業	21	私立幼稚園との連携強化体制づくりを積極的に推進していく必要がある。	着手中	教育部と子ども青少年部で「公立幼稚園・保育所のあり方」を作成中であり、今後、民間施設等を交え協議していく予定である。
	22	公立幼稚園での取組の成果等を、私立幼稚園・保育所へ情報提供し、共有するシステムの構築が必要である。	着手中	教育部と子ども青少年部で「公立幼稚園・保育所のあり方」を作成中であり、今後、民間施設等を交え協議していく予定である。
	23	延長保育の拡充をさらに進める必要がある。	対応予定なし	延長保育については、現在検討している認定こども園化に含めて検討していくため取り組んでいない。
	24	認定こども園化への移行について、幼稚園型か連携型かの方向性を打ち出す必要がある。	着手中	教育部と子ども青少年部で「公立幼稚園・保育所のあり方」を作成中であり、今後、民間施設等を交え協議していく予定である。
事 業 援 教 育	25	個別支援員の通常級への配置を充実するため、さらなる増員措置に努められたい。	着手中	学校のニーズをとらえ、平成31年度に増員するための予算を増額計上した。
	26	通常級の児童生徒への障がい理解などについて、影響の大きい個別支援員に研修機会がより多くあれば良い。	着手中	個別支援員の資質向上を図ることは重要である。現在、年2回研修会を実施しており、その内容を充実していきたい。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
	27	インクルーシブな教育環境づくりのため、地域全体の意識喚起が必要。	<b>検討中</b>	保護者や地域住民の理解が高まることは大切なことであると認識しており、今後検討していきたい。
	28	児童生徒の自立に向けて、専門家と支援員が連携し計画的に取り組むことが必要。	<b>完了</b>	御意見の方向で、実施しているところである。
学校運営協議会事業	29	学校の活性化と地域の活性化を両立していただきたい。	<b>着手中</b>	地域コーディネーターが地域コミュニティ組織及びその事務局と連携することによって、学校の活性化と地域の活性化が図られるか検証していきたい。
	30	教職員の多忙化解消につながる運営を期待したい。	<b>着手中</b>	学校運営協議会の事務局を地域コーディネーターが担うことで、教職員の負担につながるかを検証していく。
	31	運営協議会のメンバーに、地域団体だけでなく他の活動グループや市民委員を含むと良い。	<b>検討中</b>	学校運営協議会委員は、校長の推薦によるものとなるが、今後研究していきたい。
	32	各協議会同士の情報交換や、モデル的活動の共有などが必要である。	<b>着手中</b>	小学校全校に学校運営協議会が設置される平成31年度に、研究協議会を計画している。
	33	地域主体での運営の定着、地域住民への認知度の向上、協議結果の周知が求められる。	<b>着手中</b>	これまでに、市民向け「市民につたえようおだわらの教育」の発表や、広報への掲載、また指導主事が学校へ出向き、コミュニティスクールの概要説明をしてきた。また、学校も学校運営協議会の設置に向け、学校だよりなどで周知し、認知度が高まるよう取り組んでいる。
	34	市外研修視察等のための予算措置を図るべき。	<b>未着手</b>	学校運営協議会の立ち上げに際し、各校の学校運営協議会委員の代表者には、国が主催するフォーラムに参加するための予算措置はしている。現段階では、視察するような先進的な自治体もないため、予算措置は考えていない。
（小学校・施設・維持・管理事業）	35	学校施設を地域の高齢者や障がい者ほかすべての人が利用できるよう、「みんなのトイレ」の設置が望ましい。	<b>着手中</b>	現在、小中学校のトイレ全面改修の際には、各階、男女に1か所ずつ車いすに対応したトイレを設置している。今後も継続していく方針である。 26年度工事：町田小8か所、白鷗中8か所、国府津中8か所 28年度工事：曾我小8か所、千代中8か所、橘中6か所 29年度工事：久野小8か所、報徳小8か所、鴨宮中6か所 30年度工事：芦子小6か所、東富水小8か所、富水小6か所
	36	学校施設の地域住民への開放に伴うリスクの洗い出しと検討、複合化・多目的化に向けたプラン策定には特にソフト面から具体的な検討を加えるべき。	<b>検討中</b>	現在、早川小学校を早川まちづくり委員会への事務局として開放しており、玄関を生徒と区別したり、事務局の部屋の鍵の管理方法を定める等、セキュリティに配慮しているが、地域開放については、セキュリティをどのように確保していくかが課題である。平成32年度末までに学校施設長寿命化計画を策定するよう文部科学省から示されており、その中で複合化・多目的化の一つとして検討していきたい。



事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
	37	危険を伴わない軽微な修繕は、教師、PTA、市教育委員会、自治会などが協力して一覧を作成し、地域のマンパワーを活用するといった工夫があっても良い。	着手中	清掃作業や低木の伐採など、地域のコミュニティで対応できることもある。地域の実情に応じ、個々、柔軟に対応をしていくこととしている。 平成31年度については、学校の軽微な修繕については、地域団体（PTA、おやじの会など）から自主的な修繕の申し出があった際に必要な資材の支給を行うための予算を計上した。
	38	校内の樹木の管理を徹底していただきたい。	着手中	平成31年度については、倒木等の危険がある樹木について早急に対処するため、30年度と比較し樹木伐採選定委託料の予算を増額計上した。
	39	ブロック塀の未対応部分についても急ぎ検討をお願いしたい。	着手中	13校・園の27箇所のブロック塀の安全性に問題ありと判断し、撤去することとした。前羽小学校以外の箇所については、8月25日（土）までに撤去済みである。前羽小学校のブロック塀についてはJRの鉄道敷地の近接したが、JRと協議が整い、ブロックの塀撤去及びフェンス新設の工事が終了した。 10月21日に1か所の見落としがあることが判明し、全校・園の再点検を実施した。7校・園、10箇所に見落としがあり、5校・園、8箇所が安全性に問題があるブロック塀であった。近隣と調整の上、ブロック塀の撤去及びフェンス新設を進めていく。 酒匂幼稚園のフェンス新設については、工事の仕様変更に伴い、資材の納期に日数を要するため、工期を延長することとした。
お キ だ ヤ わ ン ら パ 事 ス 業	40	「キャンパスおだわら情報誌」の配布先に幼稚園や小・中学校、公民館、病院等を加えたり、児童生徒向けのイベント情報を学校に届けるといった工夫があってもよい。	着手中	既に一部の幼稚園や小・中学校、公民館、病院等には配布を行っているが、すべては網羅できていないため、配布先の拡大について、協働実施団体と引き続き検討していく。 <u>児童生徒向けイベント情報を別途学校に届けることについては、コスト面等の課題があるため、協働実施団体と協議していきたい。</u>
	41	電子媒体への移行も検討も今後は必要になると思われる。	着手中	紙媒体の「キャンパスおだわら情報誌」を毎月発行から隔月発行にすることで生まれたマンパワーや資金を、SNSなど、電子媒体を使った情報発信に振り分けるなど、広く市民に情報を行き届けるための改善を始めている。
	42	参加者アンケートを作成し、効果や情報入手経路などを収集・分析し、効果的な予算運用を図るべき。	完了	キャンパスおだわら共通のアンケート項目を定めたひな形を作成、運用、分析している。 現在、そのアンケートを活用している範囲が、「行政（生涯学習課）」および協働実施団体である「NPO法人小田原市生涯学習推進員の会」が実施する講座にとどまっているため、引き続き、キャンパスおだわら情報誌等に掲載された講座などでの利用を呼び掛けていきたい。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
	43	紙面の見せ方の工夫がもう少し欲しい。	<b>着手中</b>	講座情報以外にも、興味関心を引く生涯学習情報などを掲載すべく、協働実施団体を中心に検討を進めている。
担 官 い 民 手 協 育 働 成 による 事 業 ま ち ち づ く り	44	受講者が受講後に活躍する場を考えた講座設定が望まれる。	<b>着手中</b>	おだわら市民学校は原則2年制としており、1年目の基礎講座「おだわら学講座」で、小田原市内のさまざまな魅力や課題を知り、郷土愛を育んだ後、2年目は「専門課程」として、それぞれの興味関心のある分野に進み、学びを深めるとともに、その分野で実践している団体や個人と繋がりをつくることで、受講後の実践活動に結び付けることを狙いとしている。 今年度は、1年目の「おだわら学講座」を実施している段階であり、次年度の「専門課程」実施状況を鑑みながら、講座のブラッシュアップを図っていきたい。
	45	受講者が受講後に職に就くための道筋をつけていく必要がある。	<b>完了</b>	おだわら市民学校で想定している担い手は、職としての担い手に限るものではないが、受講後の活躍の場を想定し、実践活動に結び付けることを狙いとした講座を展開していく予定である。
	46	何のために行うのか、年齢層なども含めてもう一度検討が必要では。	<b>完了</b>	実施目的は明確であり、「おだわら市民学校」は、今年度から開始した事業でもあるため、今後の受講者の反応や、受講後の活動状況などを確認しながら、ブラッシュアップを図っていきたい。